2019年10月

お客様各位

ティ・エス・ラインズ・ジャパン株式会社

【NEW BUNKER SURCHARGE(NBAF)導入のお知らせ】

拝啓、時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年1月1日より国際海事機関(International Maritime Organization:略称 IMO)に おける MARPOL 条約に基づき、船舶の硫黄酸化物(SOx)の排出量規制が施行されます。

本規制により船舶燃料油の硫黄含有率の上限が現行の 3.5%から 0.5%以下に強化されます。 弊社と致しましても、本規則を順守するため、2019 年 11 月 1 日より下記のように新チャー ジを導入する運びとなりましたのでお知らせ致します。

敬具

記

項目: NBAF (NEW BUNKER ADJUSTMENT FACTOR)

適用範囲 : アジア域内(輸出入)

適用開始日:2019年11月1日 出港分(ETD BASE)より

適用料率 :

Area, Country	DRY/TEU	REEFER/TEU
中国/香港/台湾/韓国	USD40	USD60
フィリピン/ベトナム/カンボジ		
ア/タイ/シンガポール/マレー	USD70	USD105
シア/インドネシア/ミャンマー		

** SPECIAL CONTAINER (FLAT, OPEN TOP) は DRY と同じ料率になります。(含まず VOID SPACE)

** 月毎に見直しが入ります。

支払い地 : 海上運賃(0/F)の支払い地に準ずる。

ご不明な点等ございましたら、弊社各営業部までお問い合わせください。 東京(TEL 03-5826-8731)、大阪(TEL 06-6447-4600)、名古屋(TEL 052-651-3246) 門司(TEL 093-331-1311)

以上